

# 住宅生産行政の最近の動向

---

令和6年3月

国土交通省住宅局住宅生産課

# 1. 令和5年度補正予算・令和6年度当初予算案等

---

# 子育てエコホーム支援事業の概要

令和5年度補正予算 : 2,100億円  
令和6年度当初予算案 : 400億円

## 1 制度の目的

エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。

※子育て世帯: 18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯: 夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

## 2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

※経済対策閣議決定日(令和5年11月2日)以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限り(交付申請までに事業者登録が必要)。

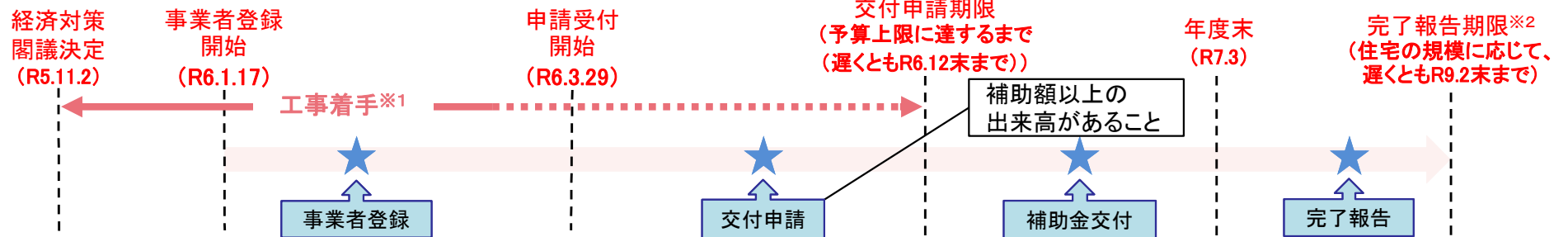
### 子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

### 住宅のリフォーム\*1

対象住宅	補助額
<b>①長期優良住宅</b> <b>②ZEH住宅</b> (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの) ※ 対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上240㎡以下とする。 ※ 土砂災害特別警戒区域又は災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る)に立地している住宅は原則除外とする。 ※ 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅は原則除外とする。	<b>①100万円/戸</b> <b>② 80万円/戸</b> ただし、以下の(i)かつ(ii)に該当する区域に立地している住宅は原則半額 (i) 市街化調整区域 (ii) 土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る)

対象工事	補助額
<b>① 住宅の省エネ改修</b>  <b>② 住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等</b> (①の工事を行った場合に限り。)*2	リフォーム工事内容に応じて定める額※ ・子育て世帯・若者夫婦世帯: 上限30万円/戸 ・その他の世帯 : 上限20万円/戸 ※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を伴う場合は、上限60万円/戸 ※長期優良リフォームを行う場合は、 ・子育て世帯・若者夫婦世帯: 上限45万円/戸 ・その他の世帯 : 上限30万円/戸

## 3 手続き



※1 新築は基礎工事より後の工程の工事への着手、リフォームはリフォーム工事への着手 ※2 完了報告期限までに省エネ住宅の新築工事全体が完了していない場合は、補助金返還の対象

\*1 「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」(環境省)、「高効率給湯器の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」(経済産業省)及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」(経済産業省)( \*2において「3省連携事業」という。)とのワンストップ対応を実施

\*2 3省連携事業により住宅の省エネ改修を行う場合は、①の工事を行ったものとして②の工事のみでも補助対象とする

	こどもエコすまい支援事業	子育てエコホーム支援事業
性能	<p><b>ZEH住宅</b> 強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの（ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Orientedに加え、令和4年10月1日以降に認定申請した認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅） 子育て世帯・若者夫婦世帯の取得に限る。※1※2※3</p> <p>※1 土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域外。 ※2 都市再生特別措置法第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表がされていないもの。 ※3 延べ面積50㎡以上の建物。</p>	<p><b>長期優良住宅</b> <u>長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁（都道府県、市町村等）にて認定を受けたもの</u></p> <p><b>ZEH住宅</b> 強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの（ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Orientedに加え、令和4年10月1日以降に認定申請した、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅） 子育て世帯・若者夫婦世帯の取得に限る。※1※2※3</p> <p>※1 土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域外又は災害危険区域外。 ※2 都市再生特別措置法第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表がされていないもの。 ※3 延べ面積50㎡以上240㎡以下の建物。</p>
補助額	100万円/戸	<p>○長期優良住宅：100万円/戸（50万円/戸※） ○ZEH住宅：80万円/戸（40万円/戸※）</p> <p>※以下の①かつ②に該当する区域に立地している場合は半額</p> <p>①市街化調整区域 ②土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域をいう。）</p>

	こどもエコすまい支援事業	子育てエコホーム支援事業
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>①窓・ドアの断熱改修</li> <li>②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修 (省エネ基準レベル又はZEHLレベル)</li> <li>③エコ住宅設備(蓄電池を含む)の設置</li> <li>④子育て対応改修</li> <li>⑤防災性向上改修</li> <li>⑥バリアフリー改修</li> <li>⑦空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置</li> <li>⑧リフォーム瑕疵保険等への加入</li> </ul> <p>※①～③はいずれか必須、④～⑧は任意(①③は環境省・経産省の事業を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左(対象工事と基準は同じ)</li> </ul>
補助額	<p>リフォーム工事ごとに設定された補助額の合計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○最低:5万円(2万円※) ※環境省・経産省の連携事業において併せて1の補助申請が行われている場合は2万円とする。</li> <li>○最大: <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般:30万円</li> <li>・一般+安心R住宅購入:45万円</li> <li>・子育て・若者夫婦世帯:45万円</li> <li>・子育て・若者夫婦世帯+既存住宅購入:60万円</li> </ul> </li> </ul>	<p>リフォーム工事ごとに設定された補助額の合計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象製品毎の補助額は一部引上げ</li> <li>○最低:5万円(2万円※) ※環境省・経済産業省の連携事業において併せて1の補助申請が行われている場合は2万円とする。</li> <li>○最大: <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般:20万円</li> <li>・一般+長期優良:30万円</li> <li>・子育て・若者夫婦世帯:30万円</li> <li>・子育て・若者夫婦世帯+長期優良:45万円</li> <li>・子育て・若者夫婦世帯+既存住宅購入:60万円</li> </ul> </li> </ul>

# 住宅の省エネルギーフォームへの支援の強化

令和5年度補正予算等	
・断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業（環境省）	1,350億円（R5補正）
・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金支援事業（経済産業省）	580億円（R5補正）
・既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業（経済産業省）	185億円（R5補正）
・子育てエコホーム支援事業（国土交通省）	2,100億円+400億円（新築・リフォームの合計）（R5補正+R6当初案）

## 目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上に資する改修や高効率給湯器の導入などの住宅省エネ化への支援を強化する必要。

➡ 国土交通省、経済産業省及び環境省は、住宅の省エネルギーフォームを支援する補助制度について、3省の連携により、各事業をワンストップで利用可能（併用可）とする。

## 対象

工事内容		補助対象	補助額
①省エネ改修	1) 高断熱窓の設置※1,4 <div style="background-color: #4a90e2; color: white; padding: 2px; text-align: center;">先進的窓リノベ2024事業</div>	高性能の断熱窓 (熱貫流率(Uw値)1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの)	リフォーム工事内容に応じて定める額(補助率1/2相当等) 上限200万円/戸
	2) 給湯器※2,4 <div style="background-color: #f79646; color: white; padding: 2px; text-align: center;">給湯省エネ2024事業</div>	高効率給湯器 ((a)ヒートポンプ給湯機、(b)ハイブリッド給湯機、(c)家庭用燃料電池)	定額(下記は主な補助額) (a)10万円、(b)13万、(c)20万円
	既存賃貸集合住宅におけるエコジョーズ等取替 <div style="background-color: #27ae60; color: white; padding: 2px; text-align: center;">賃貸集合給湯省エネ2024事業</div>	エコジョーズ/エコフィール* *従来型給湯器からの取替に限る *補助対象は賃貸集合住宅に設置する場合に限る	追焚機能無し:5万円 追焚機能有り:7万円
	3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事※3,4 <div style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px; text-align: center;">子育てエコホーム支援事業</div>	開口部・躯体等の一定の断熱改修、エコ住宅設備(節湯水栓、高断熱浴槽等)の設置	リフォーム工事内容に応じて定める額 ・子育て世帯・若者夫婦世帯: 上限30万円/戸 ・その他の世帯 : 上限20万円/戸
②その他のリフォーム工事※3,4 (①1)~③)のいずれかの工事を行った場合に限る)		住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	※長期優良リフォームを行う場合は、 ・子育て世帯・若者夫婦世帯: 上限45万円/戸 ・その他の世帯 : 上限30万円/戸 ※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を伴う場合は、上限60万円/戸

※1 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業(環境省)による支援(令和5年度補正予算)  
 ※2 高効率給湯器の導入を促進する「家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」(経済産業省)及び既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業(経済産業省)による支援(令和5年度補正予算)  
 ※3 子育てエコホーム支援事業(国土交通省)による支援(令和5年度補正予算、令和6年当初予算案)  
 ※4 ①1)、3)及び②)については、経済対策閣議決定日(令和5年11月2日)以降にリフォーム工事に着手したもの、①2)については、経済対策閣議決定日(令和5年11月2日)以降に対象工事に着手したものに限り(いずれの場合にも、交付申請までに事業者登録が必要)。

## お問い合わせ先

事業に関するお問い合わせのコールセンターを開設しております。

電話番号 0570-055-224 (通話料がかかります)

※受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日含む)

※IP電話等からのご利用の場合 03-6625-2874

※「先進的窓リノベ2024事業、給湯省エネ2024事業、  
賃貸集合給湯省エネ2024事業、子育てエコホーム支援事業」の4事業共通

## 本制度のホームページ

【子育てエコホーム支援事業ホームページ】

<https://kosodate-ecohome.mlit.go.jp>

【住宅省エネ2024キャンペーンホームページ(総合サイト)】

<https://jutaku-syoene2024.mlit.go.jp>



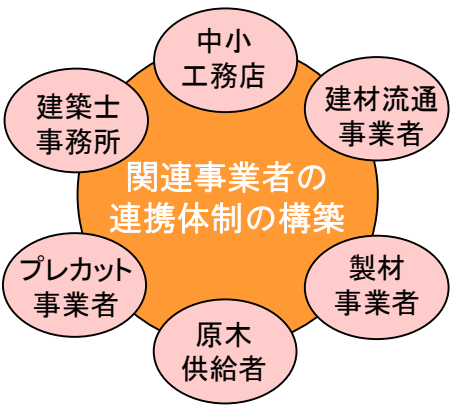
# <参考> 地域型住宅グリーン化事業

令和5年度当初予算：  
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(279.18億円)の内数

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いた省エネ性能等に優れた木造住宅(ZEH等)の整備等に対して支援を行う。

## <現行制度の概要>

### グループの構築



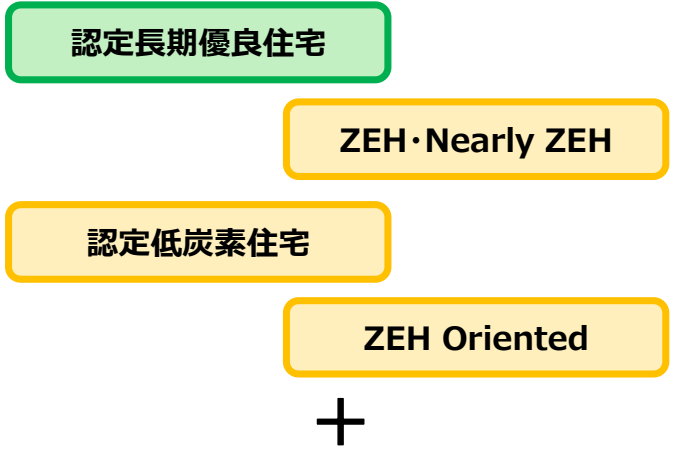
### 共通ルールの設定

- 地域型住宅の規格・仕様
- 資材の供給・加工・利用
- 積算、施工方法
- 維持管理方法
- その他、グループの取組

※赤字はⅡ期より再開

### 地域型住宅の整備

#### 【補助対象】



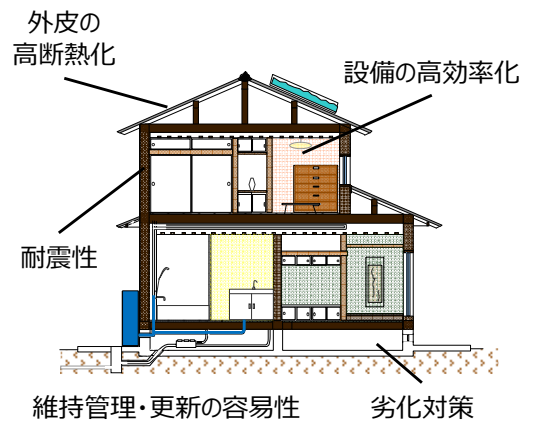
#### 【加算措置】 ①～④の併用が可能

- ①地域材加算  
・柱・梁・桁・土台の過半又は全てに地域材を使用
- ②和の住まい加算（地域住文化加算）  
・地域の伝統的な建築技術を活用
- ③三世同居加算/若者・子育て世帯加算  
・玄関・キッチン・浴室又はトイレのいずれか2つを複数箇所設置  
・40歳未満の世帯又は18歳未満の子を有する世帯
- ④バリアフリー加算  
・バリアフリー対策を実施

【補助限度額】 140万円/戸等（Ⅱ期以降は110万円/戸等）

Ⅰ期：7月～11月    Ⅱ期：12月～1月末    Ⅲ期：3月～

#### 補助対象となる住宅のイメージ





良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、良質な住宅ストックの形成等に資するリフォームへの支援をより幅広く実施する。

## 事業概要

### 【対象事業】

以下の①、②を満たすリフォーム工事

- ①インスペクションを実施し、維持保全計画・履歴を作成すること
- ②工事後に耐震性と劣化対策、省エネルギー性が確保されること

【補助率】 1/3

【限度額】 80万円/戸

- 長期優良住宅(増改築)認定を取得する場合 160万円/戸
- 三世帯同居改修工事を併せて行う場合  
若者・子育て世帯が工事を実施する場合  
既存住宅を購入し工事を実施する場合  
一次エネルギー消費量を省エネ基準比▲20%とする場合  
⇒ 上記の限度額に、50万円/戸を加算

- インスペクションの実施
- 維持保全計画・履歴の作成
- 性能向上等
  - ・耐震性
  - ・劣化対策
  - ・省エネルギー性
  - ・維持管理・更新の容易性
  - ・バリアフリー性
  - ・可変性
- 子育て世帯向け改修
- 三世帯同居改修
- 防災性・レジリエンス性向上改修



## 効果

- 良質な既存住宅ストックの形成
- 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化
- 子育てしやすい生活環境の整備
- 等

# 住宅ローン減税の借入限度額及び床面積要件の維持(所得税・個人住民税)

2024年入居等の場合の借入限度額及び床面積要件について、以下(※今回の改正内容は下線)のとおり措置する。

控除率 一律0.7%

<入居年>

2022(R4)年

2023(R5)年

2024(R6)年

2025(R7)年

与党大綱  
R7年度税制改正にて  
R6と同様の方向性で検討

借入限度額

新築住宅・買取再販

長期優良住宅・低炭素住宅

5,000万円

4,500万円

子育て世帯・若者夫婦世帯※  
:5,000万円【今回改正内容】

4,500万円

ZEH水準省エネ住宅

4,500万円

3,500万円

子育て世帯・若者夫婦世帯※  
:4,500万円【今回改正内容】

3,500万円

省エネ基準適合住宅

4,000万円

3,000万円

子育て世帯・若者夫婦世帯※  
:4,000万円【今回改正内容】

3,000万円

その他の住宅

3,000万円

0円

(2023年までに新築の建築確認:2,000万円)

既存住宅

長期優良住宅・低炭素住宅  
ZEH水準省エネ住宅  
省エネ基準適合住宅

3,000万円

その他の住宅

2,000万円

控除期間

新築住宅・買取再販

13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)

既存住宅

10年

所得要件

2,000万円

床面積要件

50㎡(新築の場合、2024年までに建築確認:40㎡【今回改正内容】(所得要件:1,000万円))

※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

# 既存住宅のリフォームに係る特例措置の拡充・延長(所得税)

既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置を2年間延長するとともに、こども・子育て政策の抜本的強化に向けて、「こどもまんなかまちづくり」を推進するため、子育てに対応した住宅へのリフォームに係る所得税の特例措置を新たに講じる。

## 施策の背景

- 2022年の出生数は約77万人と過去最低で、**少子化は危機的状況**。
- 子育てに対する不安や負担が大きいことが少子化の要因の一つであることを踏まえ、**住宅のハード面の性能向上により子育ての負担の軽減**を図る必要がある。
- ➔ **子育てに対応した住宅へのリフォーム**を支援し、**子育て世帯の居住環境を改善**。

## 経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)

- こども・子育て政策は**最も有効な未来への投資**であり、「**こども未来戦略方針**」に沿って、**政府を挙げて取組を抜本強化し、少子化傾向を反転させる**。
- 子育てしやすい地方への移住や子育てを**住まい**と周辺環境の観点から応援する「**こどもまんなかまちづくり**」を推進する

## こども未来戦略方針(令和5年6月13日閣議決定)

- …**子育てにやさしい住まいの拡充**を目指し、**住宅支援を強化**する。具体的には、…**既存の民間住宅ストックの活用を進める**。

## 要望の結果

- ① 現行の措置を2年間(令和6年1月1日～令和7年12月31日)延長する。
- ② **子育て世帯等※1が子育てに対応した住宅へのリフォーム※2を行う場合に、標準的な工事費用相当額の10%等※3を所得税から控除する。(適用期限:令和6年12月31日)**

### 与党大綱

R7年の措置について、R7年度税制改正にて同様の方向性で検討

## 子育てに対応した住宅への主なリフォームイメージ



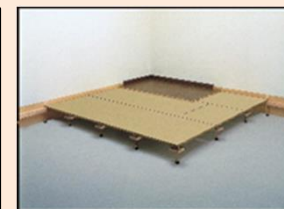
転落防止の手すりの設置



可動式間仕切り壁の設置



対面式キッチンへの交換



防音性の高い床への交換

対象工事	対象工事限度額	最大控除額(対象工事)
耐震	250万円	25万円
バリアフリー	200万円	20万円
省エネ	250万円(350万円)※4	25万円(35万円)※4
三世代同居	250万円	25万円
長期優良住宅化	耐震+省エネ+耐久性	500万円(600万円)※4
	耐震or省エネ+耐久性	250万円(350万円)※4
<b>子育て [拡充]</b>	<b>250万円</b>	<b>25万円</b>

※1 「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

※2 ①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥間取り変更工事(一定のものに限る。)

※3 対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除

※4 カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合

# 大工技能者等の担い手確保等に向けた取組

木造住宅の担い手である大工技能者の減少・高齢化が進む中、木造住宅の生産体制の整備を図るため、住宅現場における働き方改革への対応や大工技能者の実態調査を踏まえた担い手確保等に向けた方策について検討するとともに、民間団体等が行う大工技能者等の確保・育成の取組を支援する。

有識者、建築大工関係団体等により構成する「建築大工技能者等検討会」による検討。

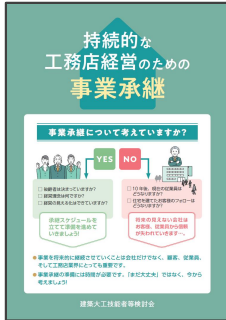
### 【令和4年度の取組】

- ・ ウェブサイト構築に向けた、コンセプトやコンテンツの検討
- ・ インボイス制度や働き方改革への対応、事業承継などについての実態調査
- ・ 教育機関、新人大工及び雇用工務店の就職に関する調査
- ・ インボイス制度周知のため、一人親方向け、元請向けのパンフレット作成



### 【令和5年度の取組】

- ・ 新規入職者を増やすため、業界外の求職者へのPR活動を実施することを目的としたウェブサイト構築する。具体的には、構成団体の若手によるWGを設置し、大工の仕事の内容や魅力等が伝わるコンテンツの作成・公開を進める。
- ・ 教育機関、新人大工及び雇用工務店へのアンケート調査を、規模を拡大して実施。
- ・ 地域における若年技能者等のネットワーク作りとして、交流会を開催。
- ・ 工務店経営者に向け、事業承継について検討することを促すためのパンフレットを作成。



### 委員

芝浦工業大学建築学部建築学科 教授 蟹澤 宏剛 <座長>  
 (一社)日本木造住宅産業協会  
 (一社)日本ツーバイフォー建築協会  
 (一社)JBN・全国工務店協会  
 (一社)全国住宅産業地域活性化協議会  
 全国建設労働組合総連合 <事務局>  
 (一社)プレハブ建築協会  
 (一社)日本ログハウス協会  
 (一社)愛知県建設団体連合会

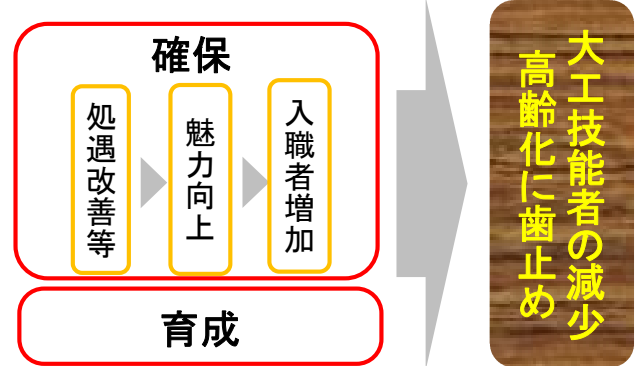
### オブザーバー

(一社)住宅生産団体連合会  
 国土交通省 住宅局住宅生産課木造住宅振興室

民間団体等が実施する、大工技能者等の確保・育成の取組を支援。

### 【補助対象】

- (1)育成  
大工技能者等を対象とした木造住宅の新築・リフォーム等の技能習得に係る研修
- (2)確保  
将来世代の確保(処遇改善、DX推進による労働環境向上等)に向けた取組





- 建築大工技能者検討会において、大工の確保・育成それぞれに関するウェブサイトを作成（令和6年2月29日公開）。
- 大工になろうNETでは、現役大工へのインタビュー記事や動画を公開し、学生やその親などをターゲットに大工の魅力を発信。
- 大工を育てるNETでは、工務店等が大工を育成するのに役立つ情報を集約し、コンテンツを提供している。

大工の魅力を届けるWEBサイト  
**大工になろうNET**

大工の世界を覗いてみる。  
Know a Daiku. Become a Daiku.

Article Category

- 01 大工になった人のほなし  
#大工の一日  
#専門的な学校卒業  
#大工の魅力
- 02 大工のせいかい  
#技能の継承  
#伝統工法  
#匠家再生
- 03 知りもっ

## 大工になった人のほなし(現役大工へのインタビュー記事・動画)

② 細かいところに気が付くのが女性の強み

電動丸ノコの扱いもお手の物  
現場には色々な道具がずらり

作業の場所や内容は、男女関係ありません。



大工になろうNET QRコード

情報ポータルサイト  
**大工を育てるNET**

当ホームページは、住宅建設分野への就職希望者に向けたさまざまな情報や、一人親方・工務店・ハウスメーカーが建築大工技能者を確保・育成していくためのあらゆる情報を発信するポータルサイトです。

NEWS / 新着情報

2024.02.29

- ホームページをオープンしました。

新着情報一覧へ

### 技能者向け講習会情報

目指せ！建設現場のエキスパート  
登録建築大工基幹技能者への道

大工を育てるNET

### 大工の確保・育成に利用できる補助金・助成金の案内

人材の確保・育成を強力にバックアップ  
建設事業主向け助成金ガイド

大工を育てるNET QRコード



大工を育てるNET QRコード

## 2. 災害対応

---





- 応急仮設住宅については、これまでに4,730戸着工し、うち695戸が完成済み。
- ムービングハウス、トレーラーハウス、プレハブ、木造（長屋型）など多様な応急仮設住宅の建設を推進中。引き続き、「ふるさと回帰型」も含め、応急仮設住宅の建設加速化を図る。

## ムービングハウス

(204戸)



- 建設場所：
  - 珠洲市
  - 正院小学校グラウンド①
- ・完成戸数：40戸
- ・着工日：1/12
- ・完成日：2/6

## プレハブ

(3,755戸)



- 建設場所：
  - 輪島市
  - 農村ふれあい広場
- ・完成戸数：30戸
- ・着工日：1/12
- ・完成日：2/21

## トレーラーハウス

(20戸)



- 建設場所：
  - 志賀町
  - 旧JA志賀富来支店駐車場
- ・完成戸数：20戸
- ・着工日：1/26
- ・完成日：2/20

## 木造（長屋型）

(751戸)



- 建設場所：
  - 輪島市
  - 三井地区交流広場
- ・建設戸数：68戸
- ・着工日：2/17
- ・完成日：5月下旬



# 木造仮設住宅の進捗状況について

- 木造仮設住宅について、輪島市において「まちづくり型」2地区（三井地区交流広場、町野グラウンドゴルフ場等①）の建設が始まったところ。（令和6年3月1日時点）

## ○ 三井地区交流広場（木造仮設住宅）の概要

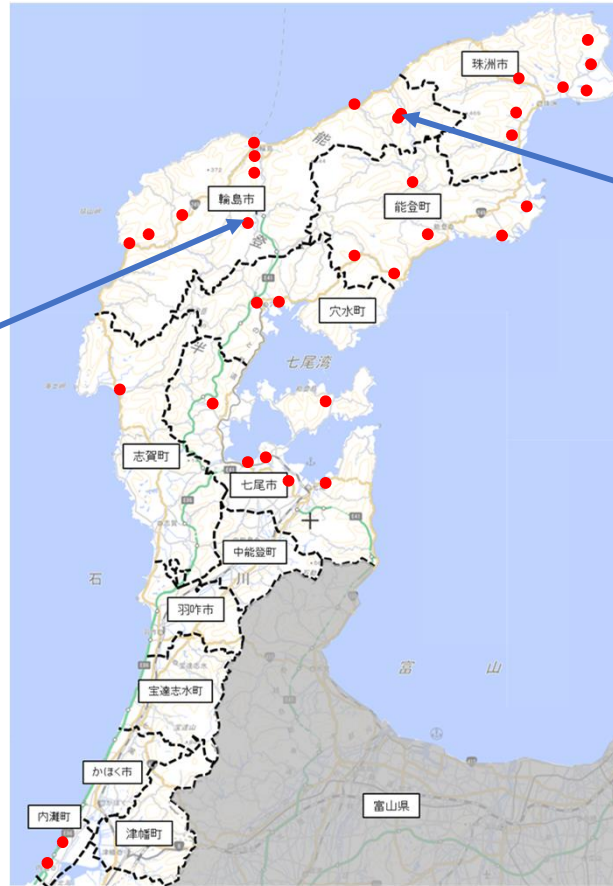
建設地：輪島市三井町長沢1-23-11  
戸数：68戸  
着工日：令和6年2月17日  
（令和6年5月上旬完成見込）



※ 2月23日時点の現地の様子



※ 完成イメージ



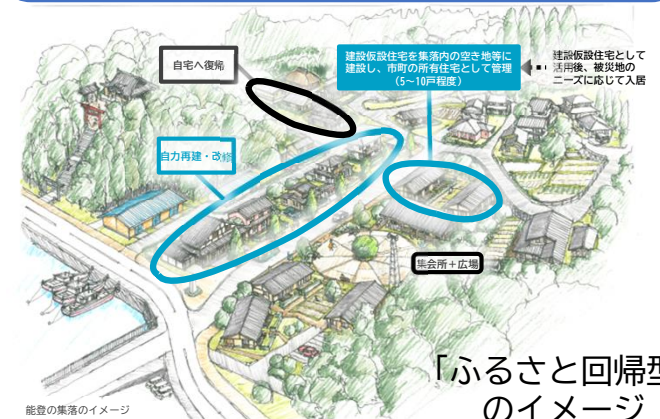
建設型応急住宅の立地

## ○ 町野グラウンドゴルフ場等①（木造仮設住宅）の概要

建設地：輪島市町野町東大野出村9-1  
戸数：70戸  
着工日：令和6年2月26日  
（令和6年5月下旬完成見込）



※ 2月27日時点の現地の様子



# 災害時における大工技能者等の役割

## 災害時における大工の社会的役割

- 災害時の救助の実施主体は市町村であるが、住家等へ甚大な被害をもたらす災害が発生し、災害救助法が適用された場合には、市町村から都道府県になる。
- 救助の種類には様々なものがあるが、応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理において、大工技能者の果たす役割は極めて重要。
- このため、都道府県からの要請に応じ、迅速に対応できるよう平時から準備をしておくことが求められる。

		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		<b>救助の実施主体</b> （基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項）	<b>救助の実施主体</b> （法2条） （救助実施の区域を除く（法2条の2））
	事務委任	<b>事務委任を受けた救助の実施主体</b> （法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可（法13条1項）
	費用負担	費用負担なし（法21条）	掛かった費用の最大100分の50（残りは国が負担）（法21条）

(1) 避難所の設置	(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与	(9) 学用品の給与
(2) 応急仮設住宅の供与	(6) 医療及び助産	(10) 埋葬
(3) 炊き出しその他による食品の給与	(7) 被災者の救出	(11) 死体の捜索・処理
(4) 飲料水の供給	(8) 住宅の応急修理	(12) 障害物の除去

### ○建設型応急仮設住宅の供与

プレハブ住宅・木造住宅の建設、ムービングハウスの設置など  
※給排水管、電気等の接続が必要



## 団体と地方自治体との災害協定締結の動向

- 災害発生時に迅速に対応できるよう、各団体は地方自治体と災害協定の締結を進めているところ。主なものは以下のとおり。
- ①(一社)全国木造建設事業協会：木造応急仮設の建設と応急修理  
建設仮設・・・43都道府県、11政令市 応急修理・・・5県、6政令市
- ②(一社)日本木造住宅産業協会：木造応急仮設の建設  
建設仮設・・・25都道府県、15政令市
- ③(一社)プレハブ建築協会：プレハブ応急仮設の建設  
建設仮設・・・47都道府県、12政令市
- ④(一社)日本ムービングハウス協会：移動式木造仮設住宅の建設  
建設仮設・・・9道県、2政令市

## (一社)全国木造建設事業協会(全木協)の取組

- 東日本大震災を契機に、全国建設労働組合総連合(全建総連)と(一社)JBN・全国工務店協会によって、災害時の木造応急仮設住宅建設等へ対応するために設立された団体。
- 熊本地震等、災害救助法が適用された災害において、多くの木造応急仮設住宅を建設した実績がある。
- 応急仮設住宅の図面作成の説明や、界壁や木杭の施工に係る実習、ブルーシート展張など、必要な知識・技能を学ぶ研修会を毎年各地で開催し、平時からの備えが重要であることを訴えている。





- 国土交通省及び建築研究所では、建築構造の専門家等からなる有識者会議において、建築物の被害状況の把握及び被害原因の詳細な分析を行うとともに、分析を踏まえた対策の方向性を検討。

## 委員会における主な検討事項

### 1. 構造躯体等の耐震安全性の確保

- 低層木造建築物の被害      ➡
  - ・ 新旧耐震建築物の被害調査(～S56.5、S56.6～H12.5、H12.6～)
  - ・ 新耐震建築物の被害の原因分析
  - ・ 無被害の建築物の原因分析
  - ・ 過去の大地震による影響の調査
- RC造建築物の沈下、転倒被害      ➡
  - ・ 基礎ぐい、地盤等の影響分析

※ その他構造については、個別の被災建築物について原因を分析、調査
- 地震地域係数と建築物被害との関係についての検証

### 2. 建築物の使用継続性、復旧・復興容易性等

- ・ 大地震を経験した低層木造建築物等(新耐震建築物)における損傷状況の調査、検証。
- ・ 天井や非構造壁の被害の原因、耐震改修・免震化等の効果、影響等について検証。
- ・ 過去の地震経験がどう活かされたかについての検証

## スケジュール(現時点の見込み)

- 第1回 2月14日      これまでの調査結果を整理し、本委員会における検討事項及び分析方針を確認  
(2月～ 日本建築学会による悉皆調査等)
- 第2回 5月～6月頃      その時点までの被害状況の分析結果等を確認  
(必要に応じて、委員会等を実施)
- 第3回 秋頃      検討結果をとりまとめ
- ※委員会の開催時期、回数については、調査・分析の実施状況により変更することがある。

### 3. 住宅・建築物の耐震化等

---

## ◇住宅・建築物安全ストック形成事業 <社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の基幹事業（令和5年度予算）>

※地方公共団体の補助制度については、住宅・建築物がある地方公共団体にお問い合わせください。

住宅		パッケージ支援（補強設計等+耐震改修又は建替え）		建築物																					
○耐震診断 ・民間実施：国と地方で2/3 ・地方公共団体実施：国1/2				○耐震診断、補強設計等 ・民間実施：国と地方で2/3 ・地方公共団体実施：国1/3																					
○補強設計等 ・民間実施：国と地方で2/3 ・地方公共団体実施：国1/2				○耐震改修、建替え又は除却																					
○耐震改修、建替え又は除却		耐震改修の種別		建物の種類																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>建物の種類</th> <th>交付率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マンション</td> <td>国と地方で1/3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>国と地方で23%</td> </tr> </tbody> </table>		建物の種類	交付率	マンション	国と地方で1/3	その他	国と地方で23%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震改修の種別</th> <th>交付額 (国と地方で定額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>密集市街地等（防火改修含む）</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>多雪区域</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table>		耐震改修の種別	交付額 (国と地方で定額)	密集市街地等（防火改修含む）	150万円	多雪区域	120万円	その他	100万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建物の種類</th> <th>交付率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所等の防災拠点</td> <td>公共建築物：国1/3 民間建築物：国と地方で2/3</td> </tr> <tr> <td>多数の者が利用する建築物（1,000㎡以上の百貨店等）</td> <td>公共建築物：国11.5% 民間建築物：国と地方で23%</td> </tr> </tbody> </table>		建物の種類	交付率	避難所等の防災拠点	公共建築物：国1/3 民間建築物：国と地方で2/3	多数の者が利用する建築物（1,000㎡以上の百貨店等）	公共建築物：国11.5% 民間建築物：国と地方で23%
建物の種類	交付率																								
マンション	国と地方で1/3																								
その他	国と地方で23%																								
耐震改修の種別	交付額 (国と地方で定額)																								
密集市街地等（防火改修含む）	150万円																								
多雪区域	120万円																								
その他	100万円																								
建物の種類	交付率																								
避難所等の防災拠点	公共建築物：国1/3 民間建築物：国と地方で2/3																								
多数の者が利用する建築物（1,000㎡以上の百貨店等）	公共建築物：国11.5% 民間建築物：国と地方で23%																								

## ◇地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（建築物耐震対策緊急促進事業） <令和5年度予算：国費112億円>

- 改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる建築物等の耐震化に対し、重点的・緊急的に支援（令和7年度末まで）
  - ・ 要緊急安全確認大規模建築物（ホテル・旅館、デパート等）：補強設計1/2、耐震改修1/3
  - ・ 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物、防災拠点建築物）：耐震診断1/2、補強設計1/2、耐震改修2/5
  - ・ 緊急輸送道路沿道建築物等：耐震診断1/3、補強設計、1/3、耐震改修1/3

## ◇耐震改修促進税制（住宅・建築物）

住宅	建築物（耐震診断義務付け対象）
○所得税（R7.12まで※） 耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の10%等を所得税から控除 ○固定資産税（R8.3まで※） 固定資産税額（120㎡相当部分まで）を1年間1/2に減額（特に重要な避難路沿道にある耐震診断義務付け対象の住宅は、2年間1/2減額） ※令和6年度税制改正大綱において2年間の延長が決定。今後の国会での関連税制法の成立が前提。	耐震診断の結果報告を行った者が、政府の補助を受けて、H26.4.1～R8.3.31の間に耐震改修を行った場合、固定資産税額を2年間1/2に減額（改修工事費の2.5%を限度）

## ◇住宅金融支援機構による融資制度 ※金利は毎月見直します。最新の金利は住宅金融支援機構のHPをご確認ください。

個人向け	マンション管理組合向け（（公財）マンション管理センターの保証を利用する場合）
○融資限度額：1,500万円（住宅部分の工事費が上限） ○金利：償還期間10年以内1.42%、11年～20年以内2.12%（R5.12.1現在）	○融資限度額：共用部分の工事費の10割 ○金利：償還期間10年以内0.88%、11年～20年以内1.58%（R5.12.1現在）

住宅・建築物ストックの最低限の安全性確保を総合的かつ効率的に促進するため、住宅・建築物の耐震性等の向上に資する取組みに対して支援を行う。

※本事業は民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助（地方公共団体による補助制度の整備が必要）

## 住宅

### 耐震診断

民間実施：国と地方で2/3

### 個別支援

#### 補強設計等

民間実施：国と地方で2/3

#### 耐震改修等、建替え又は除却

##### ■ 対象となる住宅

マンションを含む全ての住宅を対象

##### ■ 交付率

建物の種類	交付率
マンション	国と地方で1/3
その他	国と地方で23%

##### ■ その他

- 耐震改修の補助限度額(国+地方)：
  - ✓ 戸建住宅：83.8万円/戸  
(多雪区域の場合：100.4万円/戸)
  - ✓ マンション：補助対象単価(50,200円/㎡※) × 床面積 × 交付率
- ※倒壊の危険性が高いマンション：55,200円/㎡
- 建替え、除却は改修工事費用相当額に対して助成

#### 耐震改修と併せて行う省エネ改修（上記に加算）

##### ■ 交付対象

省エネ設計等費及び省エネ改修工事費を合算した額  
※設計費と改修費のそれぞれに補助率を乗じるこれまでの方式は、令和5年度までに補助事業を創設する地方公共団体（社会資本整備備計画に定める事業期間の間に限る。）（交付金）については、引き続き適用可能

### パッケージ支援（総合支援メニュー）

#### ■ 対象となる住宅

マンションを除く住宅

#### ■ 交付対象

補強設計等費及び耐震改修工事費（密集市街地等で防火改修も行う場合は防火改修工事費を含む）を合算した額（建替えは改修工事費用相当額に対して助成）

#### ■ 交付額（ただし、補助対象工事費の8割を限度）

耐震改修の種類別	交付額 (国と地方で定額)
密集市街地等(防火改修含む)	150万円
多雪区域	120万円
その他	100万円

#### ■ 対象となる市区町村

以下の取組を行うとともに、毎年度、取組状況について検証・見直しを行う地方公共団体。

- 戸別訪問等の方法による住宅所有者に対する直接的な耐震化促進取組
- 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
- 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から事業者等への接触が容易となる取組
- 耐震化の必要性に係る普及・啓発

##### ■ 交付額（国と地方が補助する場合）

省エネ改修のレベル	交付額
省エネ基準適合レベル	30万円/戸(交付対象費用の4割を限度)
ZEHLレベル	70万円/戸(交付対象費用の8割を限度)

## 建築物

### 耐震診断

民間実施：国と地方で2/3

### 補強設計等

民間実施：国と地方で2/3

#### 耐震改修等、建替え又は除却

##### ■ 対象となる建築物

- 多数の者が利用する建築物
  - ・商業施設、ホテル・旅館、事務所、飲食店、幼稚園、保育所(公立を除く)、工場等
  - ・1,000㎡(幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物にあつては500㎡)以上等
- 避難所等

##### ■ 交付率

建物の種類	交付率
避難所等	国と地方で2/3 ※耐震改修と併せて行う省エネ改修の場合、国と地方で23%
その他	国と地方で23%

##### ■ その他

- 耐震改修の補助限度額(国+地方)：
  - ✓ 建築物：補助対象単価(51,200円/㎡※) × 床面積 × 交付率
- ※倒壊の危険性が高い建築物：56,300円/㎡
- 建替え、除却は改修工事費用相当額に対して助成

#### 耐震改修と併せて行う省エネ改修（上記に加算）

##### ■ 補助限度額（国と地方が交付率23%で補助する場合）

省エネ改修のレベル	補助限度額
省エネ基準適合レベル	5,600円/㎡
ZEHLレベル	9,600円/㎡

※地震により瓦屋根の被害を受けた住宅についても、本制度を活用可能

## 事業内容

耐風性能が十分ではないおそれのある既存住宅・建築物の屋根の耐風性能の診断及び脱落の危険性があると判断された屋根の改修に必要な費用の一部に対する支援を行う。

○対象区域：DID地区等で基準風速32m/s以上の区域又は地域防災計画等で地方公共団体が指定する区域

※DID地区等：国勢調査による人口集中地区及び区域内の住宅の密度が30戸/ha以上となる5ha以上の区域(区域内住宅戸数が300戸以上の区域に限る)



強風による屋根の被害(南房総市)

## 屋根の耐風診断

建築基準法の告示基準(昭和46年建設省告示第109号、令和2年改正)に適合しているか、かわらぶき技能士や瓦屋根工事技士等により診断

【補助率】

地方公共団体実施：国1/2

民間実施：国と地方で2/3

【補助対象限度額】31,500円/棟

## 屋根の耐風改修

告示基準に適合しない屋根について、所要の耐風性能を有する屋根にふき替え

【補助率】国と地方で23%

【補助対象限度額】

24,000円に屋根面積(m<sup>2</sup>)を乗じた額  
(上限2,400,000円/棟)

事業主体が広報誌等により屋根の耐風性能確保について周知することで自主的な耐風改修を促進することを要件とする



## 4. 花粉症対策

---

# 花粉症対策の全体像

令和5年5月30日 花粉症に関する関係閣僚会議決定

## I はじめに

- 花粉症は未だ多くの国民を悩ませ続けている社会問題
- 省庁の縦割りを排し、様々な対策を効果的に組み合わせ実行していくことが重要。また、息の長い取組が必要。

➡ 今後10年を視野に入れた施策も含めて、花粉症という社会問題を解決するための道筋を示す

## II 花粉症の実態と人工林の将来

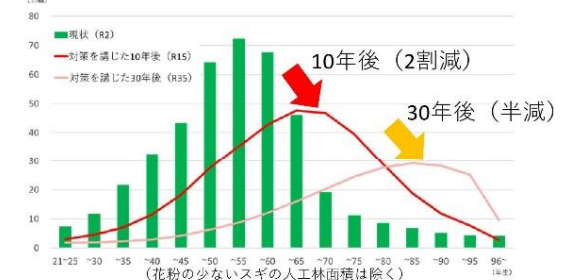
➢ 有病率：約10年ごとに10ポイント程度ずつ増加



出典) 日本耳鼻咽喉科免疫アレルギー感染症学会のデータより作成

➢ 医療費（花粉症を含むアレルギー性鼻炎）  
→ 保険診療：約3,600億円、市販薬：約400億円

➢ 花粉発生源となるスギ人工林（20年生超）は**431万ha**



➡ 「発生源対策」の取組を集中的に進めて花粉量の削減を加速化

## III 花粉症対策の3本柱

### 1. 発生源対策

10年後には花粉発生源の**スギ人工林を約2割減少**させることを目指す。スギ人工林由来の花粉が約2割減少すれば、花粉量の多かった今シーズンであっても平年並みの水準まで花粉量を減少させる効果が期待できる。また、**将来的（約30年後）には花粉発生量の半減**を目指す。

#### ● スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

スギ人工林の伐採を約5万ha/年→（10年後）**約7万ha/年**まで増加させるとともに、花粉の少ない苗木や他樹種による植替え等を推進  
⇒ 花粉発生源となる**スギ人工林の減少スピードを約2倍**に  
（「花粉発生源スギ人工林減少推進計画（略称：スギ伐採加速化計画）」）

#### ● スギ材需要の拡大【林野庁・国土交通省】

住宅分野でのスギ材製品への転換促進、木材活用大型建築の新築着工面積の倍増等  
- スギ製材・合板・集成材等のJAS材の増産に向けた**加工流通施設の国内整備**の支援、国産材の利用割合の低い横架材等について**輸入材を代替可能な製品を製造する技術**の普及等、安定供給体制の構築

#### - JAS規格 **建築基準**の合理化

- **国産材を活用した住宅に係る表示**の仕組みの構築（花粉症対策への貢献度を明示）
- 建築物に係る**ライフサイクルカーボン**の評価方法の構築（3年を目途）
- **住宅生産者による花粉症対策の取組の見える化**等

⇒ 需要を1,240万m<sup>3</sup>→（10年後）**1,710万m<sup>3</sup>（470万m<sup>3</sup>増）**に拡大

#### ● 花粉の少ない苗木の生産拡大【林野庁】

- 国・自治体等における苗木生産体制の短期的かつ集中的な整備  
⇒ 10年後には花粉の少ないスギ苗木の生産割合を**スギ苗木全体の9割以上**に引上げ

#### ● 林業の生産性向上及び労働力の確保【林野庁】

労働力の大幅な減少が見込まれる中、  
- 高性能林業機械の導入支援等により**生産性を向上**  
- 外国人材の受入れ拡大、新規就業者の確保・育成、処遇の改善、農業など他産業との連携、地域おこし協力隊との連携等により、労働力の減少に歯止めをかけ、**10年後も現在と同程度の林業人材を確保**

➡ 年内に「**林業活性化・木材利用推進パッケージ**」（仮称）を策定【林野庁・国土交通省】

### 2. 飛散対策

#### ● スギ花粉飛散量の予測

➢ 精緻化されたデータを民間事業者に提供すること等により、**民間事業者が実施する予測の精度向上を支援**

- スギ雄花**花芽調査の強化**（34都府県→**全国に拡大**、調査地点数の倍増）等【環境省・林野庁】
- 航空レーザー計測による**スギ人工林の分布、森林地形等の情報の高度化**、

#### スギ材需要の拡大

— 建築基準の合理化

— 国産材を活用した住宅に係る表示の仕組みの構築（花粉症対策への貢献度を明示）

— 建築物に係るライフサイクルカーボンの評価方法の構築（3年を目途）

— 住宅生産者による花粉症対策の取組の見える化

**散防止剤の開発を促進**し、5年後に実用化の目処を立て、速やかに実行することを目指す【林野庁】

#### ● 花粉症の治療

- 診療ガイドライン改訂や**対症療法等の医療・相談体制**の整備を推進【厚生労働省】
- **アレルギー免疫療法（舌下免疫療法等）**の開始時期等について、医療機関等における適切な**情報提供や集中的な広報**を実施【厚生労働省】
  - 学会等を通じた医療機関等への協力要請
  - 実施医療機関のリスト化・周知
  - オンライン診療可能な医療機関の周知

省・厚生労働省】

- 花粉曝露を軽減する柔軟な働き方等、**企業等による従業員の花粉曝露対策**を推進する仕組みの整備【経済産業省】

- 国産木材を多く活用する住宅について、その旨を分かりやすく表示する仕組みを構築。
- 消費者の選択を促し国産木材活用の一層の促進を図る。
- 本ラベルは、住宅そのものへの表示に加え、消費者の目に留まるよう各社の**住宅カタログ**や**WEBページ**に表示されることを想定。

—主な表示項目—

## ①キャッチフレーズ

国産木材・地域産木材を多く活用している住宅である旨を表示(一定以上使用している場合に限る)。

## ②国産木材活用レベル

国産材使用量に応じて3段階で表示。

- ★☆☆：国産木材使用割合が**3割以上5割未満**相当
- ★★☆： // **5割以上7割未満**相当
- ★★★： // **7割以上**相当

## ③スギの使用量

分かりやすいよう**本数換算**して表示。

※その他、住宅の炭素貯蔵量等を表示可能

国産木材活用住宅ラベル 表示の一例



国産木材活用住宅ラベル

JAPAN WOOD LABEL

カーボンニュートラルや花粉症対策に貢献しています。

① **〇〇産材の家**

国産木材活用レベル	スギの使用量
Level 3	約90本分

表示年月日：2024.〇.〇 住宅生産者名：〇〇工務店



国産木材活用住宅ラベル協議会より(左) 国産木材活用住宅ラベルHP(右)

- 住宅業界としてスギ材の利用促進を図るため、住宅生産者によるスギ材の利用状況の見える化を実施。
- (一社)住宅生産団体連合会ウェブページにおいて、大手を含む**22社の取組状況を公表（令和5年12月22日）**。毎年情報の更新をしつつ、掲載する住宅生産者の拡大を図る。

## 【住宅業界の取り組み】

国産スギ材の利用を図るため、住宅業界におけるその利用状況の見える化に取り組みます。その際、**住宅生産者ごとに木質系・鉄骨系・コンクリート系など、多様な構造・構法**で作られていること等、住宅業界の特色を考慮する必要があります。

住宅事業者各社は、それぞれの特色を生かしながら、国産木材の利用に取り組んでまいりました。今後も、消費者のニーズを踏まえ、魅力ある住宅を供給するべく努力を重ねてまいります。

(一社)住宅生産団体連合会HPより抜粋

## 【見える化の項目】

- ・企業名
- ・住宅の構造
- ・**年間の国産木材使用量**
- ・**木材総使用量に占める国産木材使用量の割合**
- ・その他の花粉症対策に資する取組

住宅生産者による花粉症対策の取組について  
～住宅生産者による国産スギ材等の利用状況～



(一社)住宅生産団体連合会HPより

## 5. 改正建築物省エネ法等

---

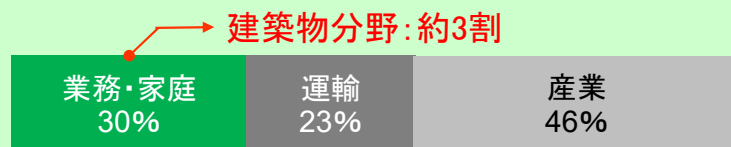


## 背景・必要性

- 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減(2013年度比)の実現に向け、2021年10月、地球温暖化対策等の削減目標を強化

### エネルギー消費の約3割を占める建築物分野での省エネ対策を加速

＜エネルギー消費の割合＞(2019年度)



### 木材需要の約4割を占める建築物分野での木材利用を促進

＜木材需要の割合＞(2020年度)



#### ○「エネルギー基本計画」(2021年10月22日閣議決定)※

- ・ 2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す。
- ・ 建築物省エネ法を改正し、省エネルギー基準適合義務の対象外である住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化するとともに、2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、統合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。

※「地球温暖化対策計画」(2021年10月22日閣議決定)にも同様の記載あり

#### ○「成長戦略フォローアップ」(2021年6月18日閣議決定)

- ・ 建築基準法令について、木材利用の推進、既存建築物の有効活用に向け、2021年中に基準の合理化等を検討し、2022年から所要の制度的措置を講ずる。

#### ＜2050年カーボンニュートラルに向けた取組＞

##### 【2050年】

ストック平均で、ZEH・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル)水準の省エネ性能の確保を目指す

##### 【2030年】

新築について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指す

抜本的な取組の強化が必要不可欠

## 目標・効果

建築物分野の省エネ対策の徹底、吸収源対策としての木材利用拡大等を通じ、脱炭素社会の実現に寄与。

- 2013年度からの対策の進捗により、住宅・建築物に係るエネルギー消費量を約889万kL削減(2030年度)

## 省エネ性能の底上げ

2025年4月～(予定)

建築物省エネ法

### 全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け

- ※ 建築確認の中で、構造安全規制等の適合性審査と一体的に実施
- ※ 中小工務店や審査側の体制整備等に配慮して十分な準備期間を確保しつつ、2025年度までに施行する

	現行		改正	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模 2,000㎡以上	適合義務 2017.4～	届出義務	適合義務 2017.4～	適合義務
中規模	適合義務 2021.4～	届出義務	適合義務 2021.4～	適合義務
300㎡未満 小規模	説明義務	説明義務	適合義務	適合義務

## より高い省エネ性能への誘導

建築物省エネ法

### 住宅トップランナー制度の対象拡充

2023年4月～

【現行】 建売戸建  
注文戸建  
賃貸アパート

【改正】 **分譲マンション**を追加

### 省エネ性能表示の推進

2024年4月～

- ・ 販売・賃貸の広告等に省エネ性能を**表示する方法**等を国が告示
- ・ 必要に応じ、**勧告・公表・命令**

(類似制度)

窓・エアコン等の  
省エネ性能表示



### (参考) 誘導基準の強化

低炭素建築物認定・長期優良住宅認定等  
[省令・告示改正]

一次エネルギー消費量基準等を強化

	【現行】	【改正】
非住宅	省エネ基準から ▲20%	▲30～40% (ZEB水準)
住宅	省エネ基準から ▲10%	▲20% (ZEH水準)

## ストックの省エネ改修

2023年4月～

住宅金融支援機構法

### 住宅の省エネ改修の低利融資制度の創設 (住宅金融支援機構)

- 対象：自ら居住するための住宅等について、省エネ・再エネに資する所定のリフォームを含む工事
- 限度額：500万円、返済期間：10年以内、担保・保証：なし

### 形態規制の合理化

省エネ改修で設置

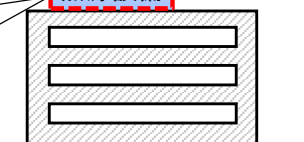
建築基準法

高さ制限等を満たさないことが、  
構造上やむを得ない場合

⇒ (市街地環境を害さない範囲で)  
形態規制の特例許可

高効率の  
熱源設備

絶対高さ制限



## 再エネ設備の導入促進

2024年4月～

建築物省エネ法

促進  
計画

市町村が、地域の实情に応じて、太陽光発電等の  
**再エネ設備\*の設置を促進する区域\***を設定

※ 区域は、住民の意見を聴いて設定。



\* 太陽光発電  
太陽熱利用  
地中熱利用  
バイオマス発電 等

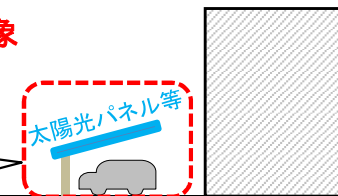
### 再エネ導入効果の説明義務

- ・ 建築士から建築主へ、再エネ設備の導入効果等を書面で説明
- ・ 条例で定める用途・規模の建築物が対象

### 形態規制の合理化 ※新築も対象

促進計画に即して、  
再エネ設備を設置する場合

⇒ 形態規制の特例許可



太陽光パネル等で屋根をかけると建蔽率(建て坪)が増加



# 木材利用の促進のための建築基準の合理化等

防火規制

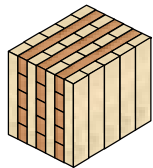
## 3000㎡超の大規模建築物の 全体の木造化の促進

(現行) 耐火構造とするか  
3000㎡毎に耐火構造体(壁等)  
で区画する必要あり

石こうボード  
(木材を不燃材料で覆う必要)



### 新たな木造化方法の導入



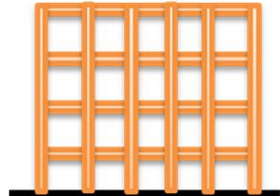
燃えしろ厚さの確保



燃焼後の太い柱

燃えしろ設計法  
(大断面材の使用)

+



防火区画の強化

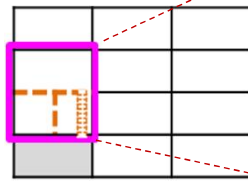
2024年4月施行予定

## 大規模建築物における 部分的な木造化の促進

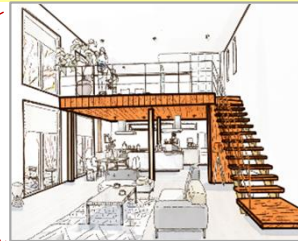
(現行) 壁、柱、床などの全ての部位に例外なく一律の耐火性能※を要求

※建築物の階数や床面積等に応じて要求性能を規定

### 防火上他と区画された範囲の 木造化を可能に



高い耐火性能の壁・床  
で区画された住戸等



メゾネット住戸内の部分  
(中間床や壁・柱等)を木造化  
【区画内での木造化】

2024年4月施行予定

## 低層部分の木造化の促進 (防火規制上、別棟扱い)

延焼を遮断する壁等を設ければ、  
防火上別棟として扱い  
低層部分※の木造化を可能に

※3階建ての事務所部分等



高層部分  
(現行)  
3階建ての低層部にも  
階数4以上の防火規制を適用  
延焼を遮断する壁等

低層部分  
木造化を可能に

2024年4月施行予定

【その他】 階数に応じて要求される耐火性能基準の合理化 [政令・告示改正]

(例) 90分耐火性能等に対応可能な範囲を新たに規定 (現行は60分刻み (1時間、2時間 等))

2023年4月施行

構造規制

## 簡易な構造計算で建築可能な3階建て木造建築物の範囲を拡大

2025年4月～(予定)

建築基準法 建築士法

(現行) 高さ13m以下かつ軒高9m以下は、二級建築士でも設計できる簡易な構造  
計算(許容応力度計算)で建築可能

簡易な構造計算の対象を高さ16m以下に拡大 ※建築士法も改正



【その他】 伝統構法を用いた小規模木造建築物等の構造計算の適合性を審査する手続きを合理化

2025年4月～(予定)

その他

○建築基準法に基づくチェック対象の見直し 2025年4月～(予定)

建築基準法 建築物省エネ法

木造建築物に係る構造規定等の審査・検査対象を、現行の非木造建築物と揃える(省エネ基準を含め適合性をチェック)  
⇒2階建ての木造住宅等を安心して取得できる環境を整備

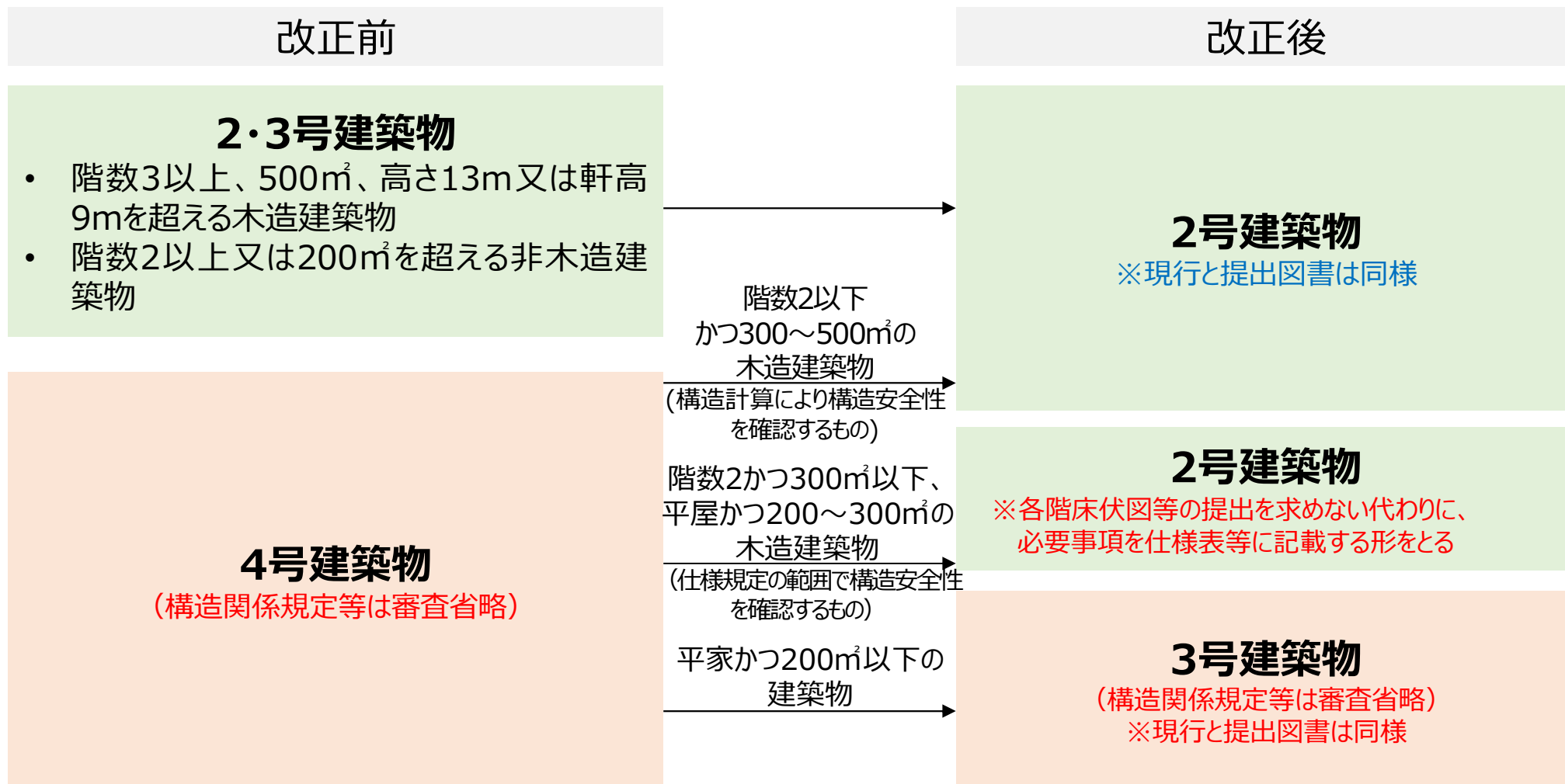
○既存建築物の改修・転用を円滑化するため、既存不適格規制・採光規制を合理化

2024年4月施行予定

2023年4月施行

等

改正建築基準法の全面施行時（令和7年4月予定）において、旧4号建築物のうち、審査省略対象から外れるもの（仕様規定の範囲で構造安全性を確認する建築物に限る）については、提出図書等の合理化を図る。



旧4号から新2号に移行する建築物のうち、仕様規定の範囲で構造安全性を確認する計画については、必要事項を仕様表等に記載することで、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び軸組図の添付を省略するなど、添付図書の合理化を図る。

構造計算により構造安全性を確認するもの

### 共通

- 付近見取図
- 配置図
- 各階平面図
- 床面積求積図
- 2面以上の立面図
- 2面以上の断面図
- 地盤面算定表
- 構造詳細図

- 基礎伏図
- 各階床伏図
- 小屋伏図

### 構造関係（令3章2節、3節）

- 各階平面図
- 2面以上の立面図
- 2面以上の断面図
- 構造詳細図
- 使用構造材料一覧
- 基礎・地盤説明書
- その他適合審査に必要な図書

- 基礎伏図
- 各階床伏図
- 小屋伏図
- 2面以上の軸組図

仕様規定の範囲で構造安全性を確認するもの

### 共通

- 付近見取図
- 配置図
- 各階平面図
- 床面積求積図
- 2面以上の立面図
- 2面以上の断面図
- 地盤面算定表
- 構造詳細図

**(添付省略)**

### 構造関係（令3章2節、3節）

- 各階平面図
- 2面以上の立面図
- 2面以上の断面図
- 構造詳細図
- 使用構造材料一覧
- 基礎・地盤説明書
- その他適合審査に必要な図書

**仕様表等**

# 木造建築物の仕様の実況に応じた壁量基準等の見直し

## 現状・改正主旨

- 現行の壁量基準・柱の小径の基準では、「軽い屋根」「重い屋根」の区分に応じて必要壁量・柱の小径を算定。一方、木造建築物の仕様は多様化しており、この区分では適切に必要な壁量や必要な柱の小径が算定できないおそれ。
- 特に、より高い省エネ性能のニーズが高まる中、断熱材の増加や階高の引き上げ、トリプルガラスサッシ、太陽光発電設備等が設置される場合には、従来に比べて重量が大きく、地震動等に対する影響に配慮が必要。
- このため、木造建築物の仕様の実況に応じて必要壁量・柱の小径を算定できるよう見直す。  
(建築基準法施行令等を改正し、令和7年4月の施行を予定)

## 壁量基準の見直し

- 仕様の実況に応じた必要壁量の算定方法への見直し  
現行:「軽い屋根」「重い屋根」の区分により必要壁量を算定  
⇒ 見直し: **建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、必要壁量を算定**
- 存在壁量に準耐力壁等を考慮可能化  
現行: 存在壁量として、耐力壁のみ考慮  
⇒ 見直し: 存在壁量として、耐力壁に加え、**腰壁、垂れ壁等を考慮可能**
- 高耐力壁を使用可能化  
現行: 壁倍率は5倍以下まで  
⇒ 見直し: **壁倍率の上限撤廃**(壁倍率5倍を超えるものも使用可)
- 構造計算による安全性確認の合理化  
現行: 構造計算による場合も壁量計算が必要  
⇒ 見直し: 構造計算による場合は**壁量計算は不要**

## 柱の小径の基準の見直し

- 仕様の実況に応じた柱の小径の算定方法への見直し  
現行: 階高に対して「軽い屋根」「重い屋根」等の区分に応じて一定の割合を乗じて算定  
⇒ 見直し: **建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、**  
・ **柱の小径を算定**  
又は、  
・ **小径別の柱の負担可能な床面積を算定**

## 設計支援ツールの整備

- 住宅の諸元<sup>\*</sup>を入力すれば、**必要壁量、柱の小径や柱の負担可能な床面積を容易に算定できる設計支援ツールを整備**  
(<sup>\*</sup>諸元: 階高、床面積、屋根・外壁の仕様、太陽光発電設備等の有無等)



# 事業者への周知および技術力向上に向けた取組状況

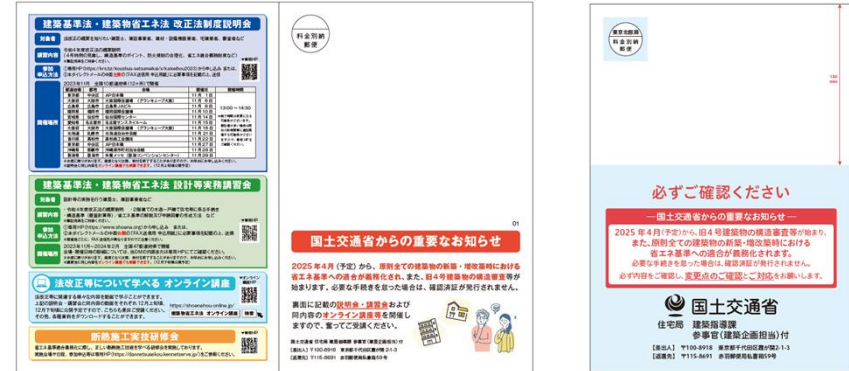
## Point

- 改正法の内容の理解を深めるとともに、設計者等実務者の技術力向上を図るため以下の周知を実施。
- R6年度も引き続き周知や事業者の技術力向上に向けた取り組みを実施。

### ① ダイレクトメールの送付

- 全国の建築士事務所及び建設業許可業者（建築一式工事）の **合計21.4万社に対して、2023年10月と11月に送付**

- 1回目（2023年10月16日）：説明会・講習会の実施及び3年目施行の注意喚起
- 2回目（2023年11月20日）：講習会で使用するテキスト等の送付



1 回目（はがき）

2 回目  
(封筒にテキスト等を封入)

### ② 説明会・講習会の開催

- 改正建築基準法・建築物省エネ法の **制度説明会の開催**  
[2023年11月、全国10都市のべ32回、合計6,546人参加]
- 新制度の下での建築確認手続き、構造基準（壁量計算等）及び省エネ基準の解説・省エネ適判関係図書の作成方法などを内容とする **設計等実務講習会の開催**  
[2023年11月～2024年2月、全都道府県48回、合計10,751人参加]
- 説明会・実務講習会のオンライン講座の配信  
[説明会：2023年12月14日～、実務講習会：2023年12月26日～]



制度説明会の様子



実務講習会の様子

### ③ 断熱施工実技研修会の開催

- 工務店向けに断熱施工実技研修会を開催  
[2023年6月～2024年2月、31都道府県、296回開催]



実技研修会の様子

## Point

- 省エネ基準に関するご相談・ご質問は、省エネサポートセンターで受付中。
- 設計・工事監理に関するご相談・ご質問は建築物省エネアシストセンターで受付中。

省エネ基準に関する問合せは

## 省エネサポートセンター

(一財) 住宅・建築SDGs推進センターで受付けています。

主に省エネ適合性判定の申請者及び省エネ措置の届出者を対象として以下の質問を受け付けています。

- 1) 住宅及び建築物に関する省エネルギー基準・計算支援プログラムの操作等
- 2) 省エネ適合性判定、省エネ措置届出に関する一般的な事項

受付時間：平日 9:30～12:00 / 13:00～17:30  
URL：[https://www.ibecs.or.jp/ee\\_standard/faq.html](https://www.ibecs.or.jp/ee_standard/faq.html)  
メール：(住宅) [hsupport@ibecs.or.jp](mailto:hsupport@ibecs.or.jp)  
(非住宅) [bsupport@ibecs.or.jp](mailto:bsupport@ibecs.or.jp)  
TEL：0120-882-177

※ご質問の前に上記URLのよくある質問と回答をご確認ください。  
※電話は混み合う事がありますので、なるべくメールをご利用ください。

設計・工事監理に関する問合せは

## 建築物省エネアシストセンター

(一社) 日本設備設計事務所協会連合会で受付けています。

受付時間：平日 10:00～12:00 / 13:00～16:00

URL：<https://www.jafmec.or.jp/eco/#eco2>

メール：[assist\\_center01@jafmec.or.jp](mailto:assist_center01@jafmec.or.jp)

FAX：03-5276-3537

TEL：03-5276-3535

※ご質問の前に上記URLのよくある質問と回答をご確認ください。  
※電話は混み合う事がありますので、なるべくメール、FAXをご利用ください。  
※上記サイトにて、省エネ計算を引受可能な設備設計事務所リストを公開しています。

# 情報提供サイトの整理

## Point

- 国土交通省、国立研究開発法人建築研究所及び一般社団法人住宅性能評価・表示協会では、それぞれ改正建築基準法・改正建築物省エネ法に関連する情報をホームページで提供中。

機関名	提供情報・URL	検索ワード例
国土交通省	令和4年改正 建築基準法について <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_kenchikukijunhou.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_kenchikukijunhou.html</a>	「改正建築基準法」
	建築物省エネ法について（法令、制度全般、表示制度ガイドライン、様式） <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html</a>	「建築物省エネ法」
	資料ライブラリー（仕様基準ガイドブック、広報ツール等） <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html</a>	「仕様基準ガイドブック」
	法改正等について学べるオンライン講座 <a href="https://shoenehou-online.jp/">https://shoenehou-online.jp/</a>	「建築物省エネ法オンライン講座」
建築研究所	住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム <a href="https://house.lowenergy.jp/">https://house.lowenergy.jp/</a>	「住宅 Webプログラム」
	非住宅建築物に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム <a href="https://building.lowenergy.jp/">https://building.lowenergy.jp/</a>	「非住宅建築物 計算」
	建築物のエネルギー消費性能に関する技術情報 <a href="https://www.kenken.go.jp/becc/index.html">https://www.kenken.go.jp/becc/index.html</a>	「省エネ 技術情報」
住宅性能評価・表示協会	省エネ適合性判定・届出について（省エネ適判機関の検索） <a href="https://www.hyoukakyukai.or.jp/shouene_tekihan/">https://www.hyoukakyukai.or.jp/shouene_tekihan/</a>	「省エネ適合性判定届出」
	自己評価ラベルの出力ページ（省エネ性能表示制度のラベル出力システム） <a href="https://bels.hyoukakyukai.or.jp/self/calc">https://bels.hyoukakyukai.or.jp/self/calc</a>	「自己評価ラベル」



## 6. 改正クリーンウッド法

---

# 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要

令和5年  
5月8日 公布

## 1. 背景

- 違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通は、**森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるとともに、木材市場における公正な取引を害するおそれ。**
- 現行制度は、①事業者**に合法伐採木材等の利用の努力義務**を課すとともに、②**合法性の確認等を確実に行う木材関連事業者を第三者機関が登録**すること等により、合法伐採木材等の流通及び利用を促進。
- しかしながら、登録木材関連事業者により合法性が確認された木材量は、我が国の木材総需要量の約4割等の状況。
- G7関連会合やAPEC林業担当大臣会合等で違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられるなど、**更なる取組の強化が必要。**

## 2. 法律の概要

### (1)川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の義務付け

- 国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要であることから、**川上・水際の木材関連事業者に対し、**素材生産販売事業者又は外国の木材輸出事業者から木材等の譲受け等をする場合に、①**原材料情報の収集、合法性の確認、②記録の作成・保存、③情報の伝達を義務付け**（第6条～第8条）。

### (2)素材生産販売事業者による情報提供の義務付け

- (1)で義務付けられる合法性の確認等が円滑に行われるよう、**素材生産販売事業者に対し、**当該木材関連事業者からの求めに応じ、**伐採届等の情報提供を行うことを義務付け**（第9条）。

### (3)小売事業者の木材関連事業者への追加

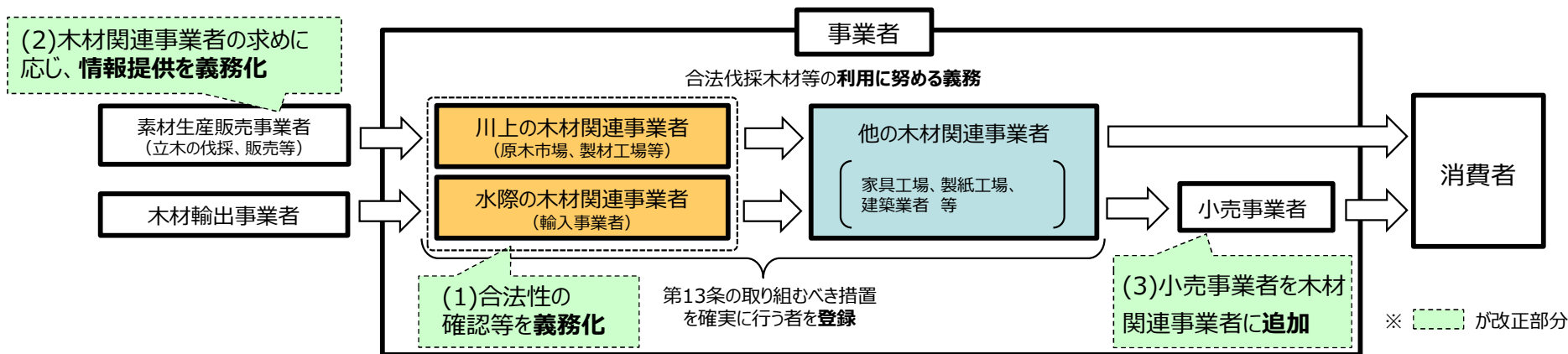
- 合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう、**小売事業者を木材関連事業者に追加し、登録を受けることができるよう措置**（第2条第4項）。

### (4)その他の措置

- (1)及び(2)に関し、主務大臣による**指導・助言、勧告、公表、命令、命令違反の場合の罰則等**を措置（第10条、第11条、第45条等）。
- 木材関連事業者が(1)のほか、**合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として、違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置等**を明確化（第13条）。
- 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対する**定期報告の義務付け、関係行政機関の長等に対する協力要請**を措置（第12条、第41条）。

## 3. 施行期日

令和7年4月1日



# 改正クリーンウッド法に関する省令の全体像

## ◇ 各省令の内容

【省令1】 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則及び木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

それぞれを改正

→ 省令1-① 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則

：木材関連事業者の区分や対象物品、登録に係る事項等を規定（一つ目の新旧対照表）

→ 省令1-② 木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

：合法伐採木材等の利用の確保に関する努力義務の内容を規定（二つ目の新旧対照表）

【省令2】 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令（新設）：合法性の確認等の義務内容を規定

改正CW法の条項	省令の規定の概要（改正又は新設事項は太字）
第2条 定義	【省令1-①】 第一種木材関連事業(川上・水際の事業)、第二種木材関連事業(第一種以外)、対象物品(戸を追加)
第6条 合法性の確認	【省令2】 国内外の法令に関する情報や取引実績等を踏まえた合法性の確認
第7条 記録の作成・保存	【省令2】 書面又は電子で記録・保存(原則5年)
第8条 情報の伝達	【省令2】 書面又は電子で伝達
第12条 合法性確認木材等の量の報告	【省令2】 報告基準(国産木材、輸入木材:3万m <sup>3</sup> 、家具等:1.5万t)、報告先(家具等は経産大臣、他は農水大臣)
第13条第1項 判断の基準 第1号 体制の整備	【省令1-②】 責任者の設置、取組方針の作成
第2号 合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	【省令1-②】 国内外の法令に関する情報や取引実績を踏まえた取引相手の選定、合法か否かの情報がない場合に川上に対する情報の要求
第3号 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置	【省令1-②】 合法性確認木材等でない木材等及び違法伐採に係る木材等を譲受けた場合における取引相手の見直し等の実施
第4号 情報の保存(義務を除く)	【省令1-②】 書面又は電子で記録・保存(原則5年)
第5号 情報の伝達(義務を除く)	【省令1-②】 書面又は電子(消費者向けはWeb掲載も可)で伝達
第6号 その他	【省令1-②】 登録等の情報の譲渡し先への提供
第15条～	【省令1-①】 登録に係る事務手続の内容等